

平成23年度第1回予防行政のあり方に関する検討会 議事要旨

1 日時：平成23年4月25日（月） 14時00分～16時00分

2 場所：全国都市会館 3階 第2会議室

3 出席者

委員：関澤副委員長、次郎丸委員、辻本委員、河村委員、丸山委員、湯川委員、杉田委員、高橋委員、岩佐委員、長澤委員、小林委員、和田(雅)委員、有賀委員、和田(敏)委員、関内健治氏（芳賀委員代理）、梅原常務理事（澤井委員代理）

オブザーバー：国土交通省 竹村 住宅局建築指導課課長補佐

国土交通省 神谷 鉄道局技術企画課企画係長（今村オブザーバー代理）

厚生労働省 田口 社会・援護局障がい保健福祉部企画課自立支援振興室

消防庁：株丹次長、濱田審議官、濱田予防課長、滝予防課長補佐、椎名国際規格対策官、守谷設備専門官、大嶋違反処理対策官、村瀬企画調整係長、岡澤設備係長、児玉予防係長、東規格係長、大歳事務官、岡本事務官、伊藤事務官、池町事務官、石倉事務官、吉川事務官、亀山事務官

4 配布資料

検討会次第

<資料>

○資料1-1 「平成22年度第3回予防行政のあり方に関する検討会」議事要旨

○資料1-2 「聴覚障がい者に対応した火災警報設備等のあり方に関する検討会」報告書について

○資料1-3 各作業チームにおける検討状況等

資料1-3① 管理開始届出の法定と防火に係る自己診断の導入

資料1-3② 消防計画の実効性向上

資料1-3③ 複合ビル等の防火管理・責任体制の明確化

資料1-3④ 規制体系の再編作業チームでの検討事項

資料1-3⑤ 検定制度等の見直しに係る検討課題について

5 議事

(1) 新委員の紹介

事務局より、新委員の紹介がなされた。

(2) 前回の議事要旨の確認

資料1-1「平成22年度第3回予防行政のあり方に関する検討会議事要旨」に基づき、事務局から説明が行われた後、気付いた点については、5月9日までに事務局あてに連絡することで了承された。

(3) 「聴覚障がい者に対応した火災警報設備等のあり方に関する検討会」報告書について

資料1-2「聴覚障がい者に対応した火災警報設備等のあり方に関する検討会」報告書に基づき、事務局から説明が行われた。

<質疑等> (○：出席者発言、●：消防庁発言)

- 病院における「聴覚障がい者に対応した火災警報設備」であるが、ある意味では非常に役に立ち、必要であると考え。しかし、病院によってニーズは様々であり、すべての病院に必要なかというところでもない。万が一の事態が起きた時のために、病棟で誰がリーダーで、どう避難するかという消防訓練は毎年必ずやっているが、病院は狭い中にいろいろな年齢や病態の方がおり、フラッシュによって不安が募る中、患者を含めたすべての人が一緒に行動できないと考える。特に、急性期の患者を抱える病院は難しいと考える。仮に法令化するのであれば、十分な準備期間と実験期間を設ける必要がある。
- 病院関係への設置については、今後掘り下げて検討していきたい。また、医療機関に対するアンケートも考えている。
- 救命救急を抱える急性期の病院や慢性期の病院等、すべてを幅広く網羅した検証をやってもらいたい。
- フラッシュライトによる心理的、身体的な影響を検証してもらいたい。また、光警報装置を考えるにあたっては、「音か光か」といった or でなく and で考えていただきたい。助ける人あるいは援助する人にもきちんと情報は伝えなければならない。もう一点、この警報装置を設置する効果を確定させる必要があると考える。「効果については検討していないが、遡及適用させる」では駄目。その効果について、十分検証してもらいたい。
- フラッシュライトによるてんかん発作等の心理的、身体的な影響については、今後検討していきたい。また、現在検討している光警報装置は、既存の自動火災報知設備等に付加的にフラッシュの装置をつけることを前提としている。
- これまで障がい者施設などは、どのような避難訓練を行っているのか。また、老人ホームなどでは耳が遠くなっている方以外に、視覚障がいを患っている方や認知症の方など、多種多様な方がいるが、そのような施設における避難訓練の方法について教えていただきたい。
- 障がい者施設等における避難訓練の状況については、別途確認しておく。
- 資料のような火災警報装置の設置対象について、駅・空港等の設置ニーズが高いということも一つの観点であるが、聴覚障がい者が利用する施設において、火災が発生した時の危険性の有無に着目して検討する必要がある。事業者等による聴覚障がい者個々への避難誘導ができない施設を視野に入れていく必要があるのではないかと。
- 多数の方が利用する病院であっても、不特定の方が利用する場所は病棟であり外来である。病院全体として捉えるのではなく、この点に着目する必要があると考える。また、ここでいう「光」とはフラッシュライトのみしか検討は行われていないのか。赤色回転灯とかでは駄目な理由があるのか。
その他、枕などに振動を与えるとあるが、それが果たして光の代替になるのかどうか疑問である。就寝中に枕を使用していない可能性もあるのでベッドに振動装置を付けてもよいのではないかと。
住警器に関しても、外部接続用端子はすべての住警器に必ず必要なのか。今日では、住警器も様々

な種類があり、ユーザーが自由に選択できる中で、なぜすべてにつける必要があるのか疑問である。

- フラッシュライトのニーズについては、実際に聴覚障がい者からの要望である。例えそれが赤色回転灯であっても火災を覚知できるのであれば構わないと考える。住警器の外部端子については、設置対象となる場所の住警器のみということになると、非常に限られた狭い範囲での使用になる。そうなった場合は、コスト面がどれぐらい割高になるのかは業者に確認する必要がある。
- 聴覚障がい者の団体は、この件を非常に歓迎している。火災報知機工業会のワーキンググループの中で、ある委員に聞くと、日本以外ではほとんどの国で光警報装置が設置されているという。今回の資料にある火災警報装置はまさにそれであり、そういった背景により出てきた検討課題であると考えられる。
- 火災の発生を知らせるのに、与えるべき又は伝えるべき情報は他にもたくさんある。また、人によって受け取るべき情報も変わっていく。ユーザーが個々に道具を選んで使うことができるよう検討する必要がある。
- 既存対象物に適用させるかどうかの検討ではなく、「聴覚障がいを持っている人に災害が発生したことを知らせなくてよいのか」ということを前面に出すべきである。情報を提供するということが必要であり、火災による死者を無くしたいんだということを前面に打ち出してほしい。
- グループホームによる火災が大きな問題となり、小規模な福祉施設に対するスプリンクラー設備の規制が強化された。しかし、実際はまだ設置していないところも多数あると聞いている。この背景については、コスト面の問題が大きく、本来であれば自分たちの力でやっていかななくてはならないことであるが、今回の火災警報装置の設置に関しても国の補助等を考える必要があるのではないかと。また、福祉施設では、職員一人に対する入所者の割合が多く、職員の配置基準等、いろいろな角度から検討をする必要がある。
- このテーマで問題となっているのは、聴覚障がい者をどうやって火災から守るのかという点であり、この「安全」を考えるのであれば、設置期限が目前となっている住警器について考えるべきである。市町村の条例でいう住警器は、聴覚障がい者の方には何の効果も持たない。そういう方々の安全を考えるのであれば、早い段階でこういった警報器を普及させる必要がある。この警報装置を設置する対象用途は時間をかけて検討してもよいが、住宅に関しては早急に決めるべきである。
- このテーマの趣旨は、聴覚障がい者の社会参加や高齢化が進んでいく社会の中で、誰もが火災を覚知しやすい光警報装置を、一定の規模の対象物やニーズが高い対象物に対して設置を進めるべきという趣旨である。

既に諸外国で技術的に確立し、かつ一般化している火災警報装置を、わが国でも設置すべきなのかということについて、昨年からの検討会の中でいろいろ意見をいただいていたところであるが、その結果、やはり必要であるという結論に至ったものである。

先程、フラッシュライトによるてんかん発作への影響はどうかとの意見もいただいたが、今回の検討会ではある程度方向性を定めたいと思うので、意見のある委員は、別途書面で意見を

いただければ、次回の検討会で資料とともに報告をしたい。

(4) 各作業チームにおける検討状況等について

資料1-3「各作業チームにおける検討状況等」各資料に基づき、事務局から説明が行われた。

<質疑等> (○：出席者発言、●：消防庁発言)

○ 性能評価システムの整備の中で、一定の大規模事業所は性能評価機関の評価を受けるものがあるが、小規模の対象物であっても、消防長の認定が難しい消防用設備等は出てくると考えられる。この場合、小規模な対象物であっても、新しい設備が複雑であったり特殊な設備が設置される場合には、性能評価機関の評価を受けた方がよいと考える。

また、「建築物・事業所単位の評価」について、当初性能評価機関による評価を受けた消防用設備等で、その設備が改修時にも再度評価が必要なのかどうかの判定についても、性能評価の基準として明確にしていきたい。

● 大規模な事業所に限らず、小規模な事業所であってもそういったケースは考えられる。今後、一定の目安を示していく必要はあると考えられるが、どこまでできるのかを作業チームで検討していきたい。

○ 1点目として、管理開始届出は何のためにあるのか。事務局案のとおり前日までに届出ということになると、仮にその対象物で不具合があった場合に是正ができない。使用開始届出との兼ね合いもあるので、きちんと整理をしてほしい。条例だとなかなか対象物の把握ができないとの意見もあるが、法にすればきちんと把握ができるのか疑問である。いっそ許可制にしてみればどうか。風俗関連の店舗の営業を許可制としている保健所は、該当する店舗を100%把握しているとのことである。

2点目に、消防計画のPDCAサイクルの導入であるが、実際のところ消防用設備等の点検結果報告はなかなか出てこないのが現状である。しかし、報告があった段階で不備事項があれば、必ず改修計画を提出するよう指導している。この一連の流れを法令上で義務付けるということであれば、実のあるものとする。

3点目に、「複合ビル等の防火管理・責任体制の明確化」であるが、これは単一権原で大きいビルを管理できないという話だと思うが、現行で管理できているところはどのようにするのか。例えばある会社は地上11階、地下1階のビルで、各階に店舗や工房、事務所などがあるが、一人だからこそ管理できているという対象物もある。その中で、該当する対象物は単一権原でも用途によって別人の防火管理者を選任させるのか。また、統括防火管理者の位置付けに関して、共同防火管理の中で統括防火管理者は協議事項の中の一部であり、位置付けが不明確である。これを法律により、命令権を付与して明確化することは、それだけでも大分違うので十分検討してもらい、実のある制度設計にしていきたい。

4点目に、規制体系の再編について、現在の用途区分は非常に複雑であり、再編をするという趣旨は分かるが、対象物の実態を当てはめていくのは非常に難しいと思うので、十分検討する必要がある。

5点目に、性能評価の資料について、余談であるが消防が使用する加圧防排煙設備は、ルートBとして詳細基準が示されていないので、事実上ルートCと同じような形でやらざるを得ない状況である。現行制度が運用できるよう明確にしてほしい。

● 管理開始届出について、保健所と同じく許可制にできないかとの話であるが、法制的にでき

るかどうか検討していく。また、管理開始届出と使用開始届出の整理も併せて検討していく。

消防計画の話では、点検報告時に不備事項があれば即時に改修届出を出すよう指導しているとの話もあるので、これも参考に検討させていただく。

単一権原の対象物に複数の防火管理者を選任することについては、大阪の個室ビデオ火災を受けて検討をしたものであり、実情は手が回らない状態であったとの報告を受けているので、火災発生時に危険性が高いテナントが入居する対象物については、二階層の防火管理の導入を検討していきたい。また、統括防火管理者の位置付けの話も引き続き検討していきたい。

- これだけの資料のボリュームがあつて、この場で急に説明を受けても分からない。例示を併せて示してほしい。これをやればうまくいくという、具体的なものがないと分かりにくいので、火災事例に照らして明確に示してほしい。

また、検定の問題で強く要望したいのは、消防防災機器は火災が発生した時にいち早くそれを覚知し、初期消火、安全避難に資する、消防活動を有効ならしめるものであるもので、安心して使用できるということを念頭に置いて検定制度を検討していただきたい。

もう一点、自主表示させる場合について、どういう試験基準でどのような試験器を使って試験、テストをしたか、データを出したかという点をしっかり押さえていただき、事故が起こってからでは遅いということを念頭に置いて検討していただきたい。

- 複合ビルの二階層の防火管理の話について、ビルを貸している立場からすると、一度テナントさんに貸してしまうと、賃貸借契約上テナントさんの了承がなければ中に入ることも難しくなる。従ってテナントが使用している占有部分に関しては、現行法に基づき占有者たる管理権原者として各テナントごとに防火・防災管理者をきちんと選出してもらい、責任を持って占有部分の防火・防災管理力と意識を向上させていただくことが重要と考える。

以 上